

選挙運動用ポスター作成契約書

年 月 日執行
(以下「甲」という。)と
選挙 候補者
(以下「乙」という。)は、
選挙運動用ポスターの作成について次のとおり契約する。

1 甲は、選挙運動用ポスター作成を乙に依頼し、乙はこれを請け負うものとする。

2 作製枚数 枚

3 契約金額 金 円
〔内訳 金 円 (消費税を含む) × 枚〕

4 納入期限 令和 年 月 日

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、上記選挙にかかる「渡名喜村の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」に基づき、渡名喜村に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅延なく行わなければならない。

なお、渡名喜村に請求する金額が、契約金額に満たさないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は渡名喜村には請求できない。

5 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保管する。

令和 年 月 日

甲 住 所
氏 名

印

乙 住 所 (所在地)
氏 名 (名称及び代表者)

印